

令和7年度 大学教育再生戦略推進費
「大学病院機能強化推進事業（経営環境の改善に資する教育研究基盤の充実）」
審査要項

1. 審査体制

(1) 選定委員会

- 事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「大学病院機能強化推進事業選定委員会」において行う。
- 選定委員会委員（以下「委員」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学（連携校も含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

(2) 利害関係の報告・排除

- 委員は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
 - ① 申請大学（連携校も含む）との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員は、利害関係を有している申請大学（連携校も含む）の審査から外れなければならない。

利害関係者の範囲は次のように定める。

- ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
- イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
- ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員等が参画する場合
- エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

② それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当していないても、申請大学（連携校も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。

※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

2. 審査手順

(1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員等が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（4名程度）で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び委員会が必要に応じ別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

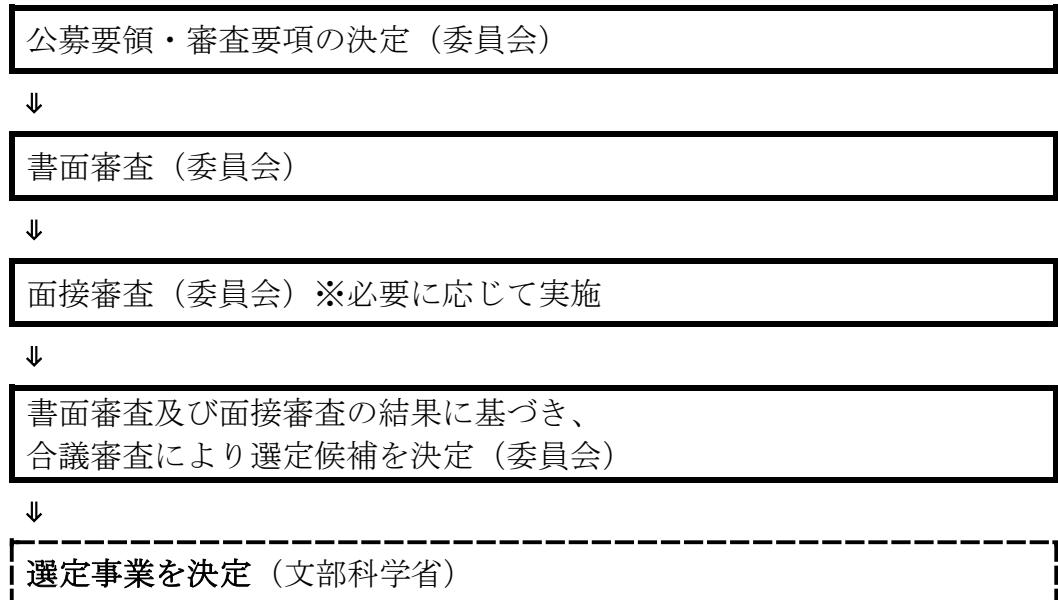
(2) 面接審査

- 面接審査は、書面審査の結果や申請件数を踏まえて実施の有無を判断し、実施の場合には委員会が別に定める方法により実施する。

(3) 合議審査

- 委員会は、書面審査結果及び面接審査結果（実施の場合）を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、採択大学の地域、設置主体（国公私立）等のバランスのほか、本事業の趣旨を踏まえ委員会が必要と認める事項を考慮する場合がある。

＜審査の流れ（イメージ）＞



3. 審査の観点

1. 事業の構想

【様式1－2『1. 大学病院全体の改革のビジョン』】

- 大学病院改革プランに基づく改革構想が、自院の果たすべき役割・機能を踏まえて、具体的かつ明確に記載されているか。それを実現するために、自院の現状も踏まえて、どのような病院運営の構造転換が必要と考えているか、具体的かつ明確に記載されているか。
- 病院運営の構造がどのように変化するか、将来の見通しが示されているか。
- 都道府県等と連携しつつ、地域の実情に応じて今後の地域の医療提供体制の維持・強化に大学病院としてどのような役割を果たしていくか、具体的かつ明確に記載されているか。
- 都道府県等の自治体や同一都道府県内に所在する他大学等との連携について、地域ごとに関係機関のトップが参画する協議の場（プラットフォーム）を設けることなど、今後の検討の方向性が、具体的に示されているか。
- 当該構想が、地域の実情や、自院のこれまでの取組・実績等を踏まえた内容となっていることが、具体的に示されているか。
- 事業の成果としてふさわしい成果目標になっているか。その成果を測るものとして適切な評価指標（KPI）になっているか。成果目標の実現が見込める事業内容となっているか。（これまでの取組や実績等を踏まえて、達成が容易な目標や実現可能性のない目標が設定されていないか）

【様式1－2『2. 事業の実施体制』】

- 実効的な改革構想を策定し実現するために、どのように病院長のマネジメント体制を構築するか、これまでの取組も含めて具体的かつ明確に記載されているか。
- 組織的なコンプライアンスの確保等も含めた大学や法人の本部等との連携体制の強化について、これまでの取組も含めて具体的かつ明確に記載されているか。

【様式1－2『3. 補助金を活用した取組の位置付け及びその具体的な内容』】

- (1) 病院長等によるマネジメント体制構築、医療資源の再編・見直し等事業規模の適正化、病院資源の教育研究へのシフト等、大学病院の機能強化に係る取組
- 大学病院が実施しようとする取組が、具体的かつ明確に記載されているか。
 - 当該取組が、大学病院改革プランに基づく改革構想の中で、どのように位置づける予定であるか、具体的かつ明確に記載されているか。特に教育・研究機能の強化の要素が含まれていることを必須とする。
 - 当該取組が、地域の実情や、自院のこれまでの取組・実績等を踏まえた内容となっていることが、具体的に示されているか。
 - 最先端医療設備や情報システムを導入する場合、当該設備等がどのように教育・研究に活用されるのか、具体的かつ明確に記載されているか。
 - 取組の成果としてふさわしい成果目標になっているか。その成果を測るものとして適切な評価指標（KPI）になっているか。成果目標の実現が見込める事業内容となっているか。（これまでの取組や実績等を踏まえて、達成が容易な目標や実現可能性のない目標が設定されていないか）

- (2) 地域医療構想に基づく医療機関の機能分化への参画、大学病院における人材の確保、地域の医療機関への組織的な医師の輩出・交流等、地域との連携強化の取組
- 大学病院が取組を実施するに当たって、自治体等とどのように連携を強化する構想であるのか、具体的かつ明確に記載されているか。
 - 当該取組が、大学病院改革プランに基づく改革構想の中で、どのように位置づけられているか、具体的かつ明確に記載されているか。特に、教育・研究機能の強化の要素が含まれていることを必須とする。
 - 当該取組が、将来の医療需要など地域の実情や、自院のこれまでの取組・実績等を踏まえた内容となっていることが、具体的に示されているか。
 - 取組の成果としてふさわしい成果目標になっているか。その成果を測るものとして適切な評価指標（KPI）になっているか。成果目標の実現が見込める事業内容となっているか。（これまでの取組や実績等を踏まえて、達成が容易な目標や実現可能性のない目標が設定されていないか）

【様式1－2 『4. これまでの病院運営（経営面を中心に）の改革に係る取組の内容】

- これまでの取組の内容が、具体的かつ明確に記載されているか。

【様式1－2 『5. 本事業終了後における取組の持続性の担保】

- 本事業において実施する取組が、大学病院改革プランに掲げる目標の達成に向けて、事業終了後においても持続的に取り組むことが可能であるか、事業の継続性が期待できるものとなっているか。

2. 申請経費

【様式2 『資金計画（所要額積算内訳）】

- 実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がない計画となっているか。